

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

(例 2) 口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 13,195,101,821 円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口 ： お客様ダイヤル

電話番号 ： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2024 年 3 月）

KTM_TOUSHIN_2.2

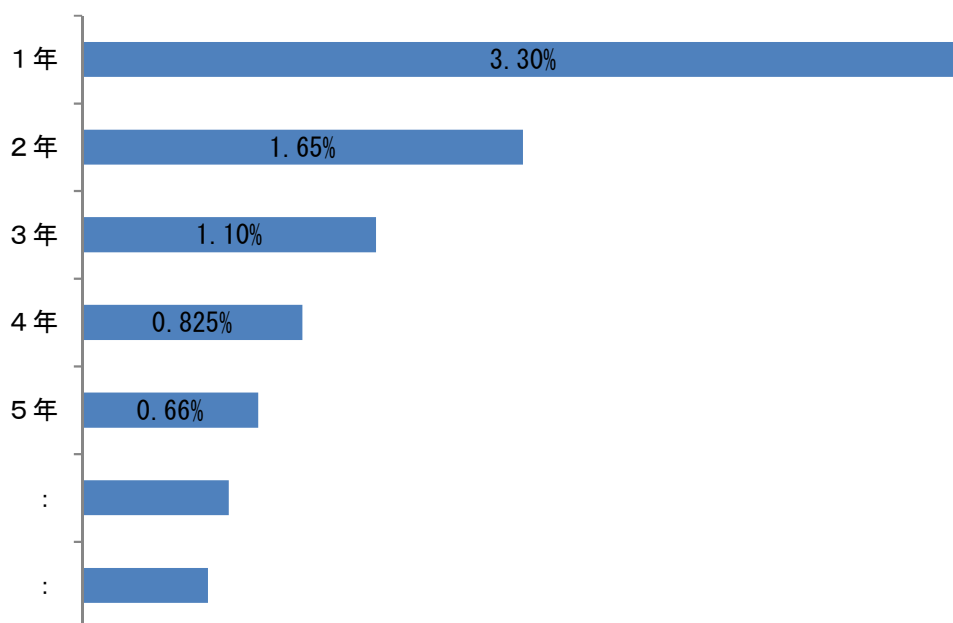
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■ 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

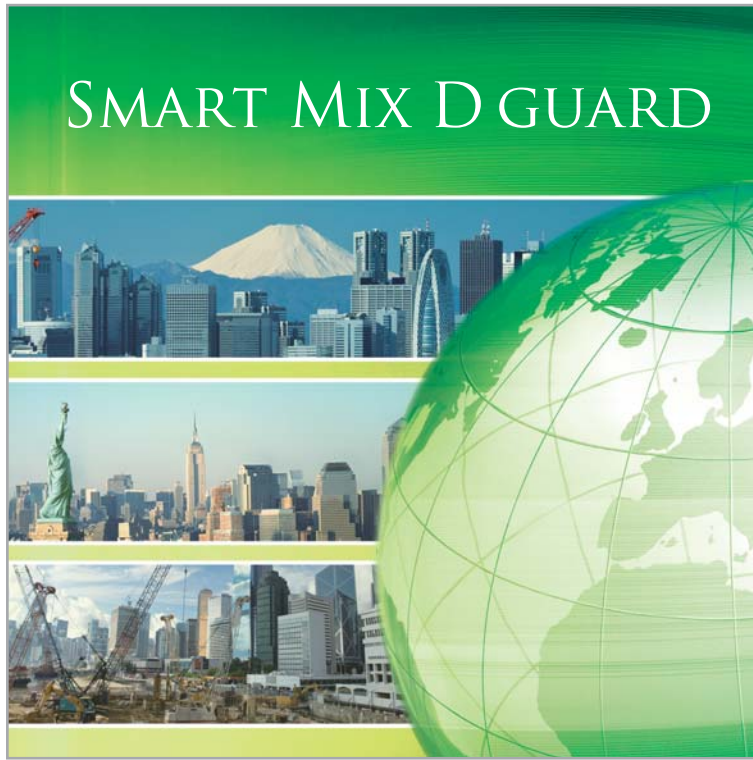
（2021年8月）

使用開始日 2024年8月2日

投資信託説明書(交付目論見書)

スマート・ミックス・Dガード (為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分変更型 (株式、債券、 その他資産 (株価指数先物、 債券先物))))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈 委 託 会 社 の 情 報 〉

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	31兆2,127億21百万円
	(2024年5月末現在)

- 本文書により行なう「スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年8月1日に関東財務局長に提出しており、2024年8月2日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

ファンドの目的

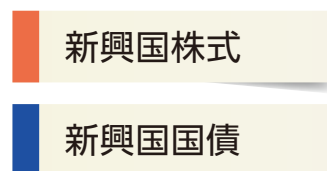
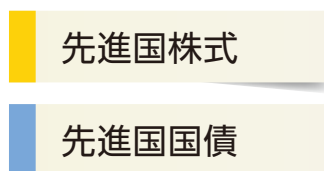
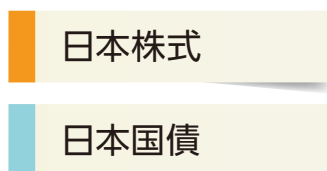
内外の株式および債券に投資するとともに、Dガード戦略により基準価額の下落を抑制し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色



1 内外の株式および債券に投資します。

 次の6つの資産クラスに投資します。



※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※先進国株式・国債の資産クラスには、日本の株式・国債を含みません。

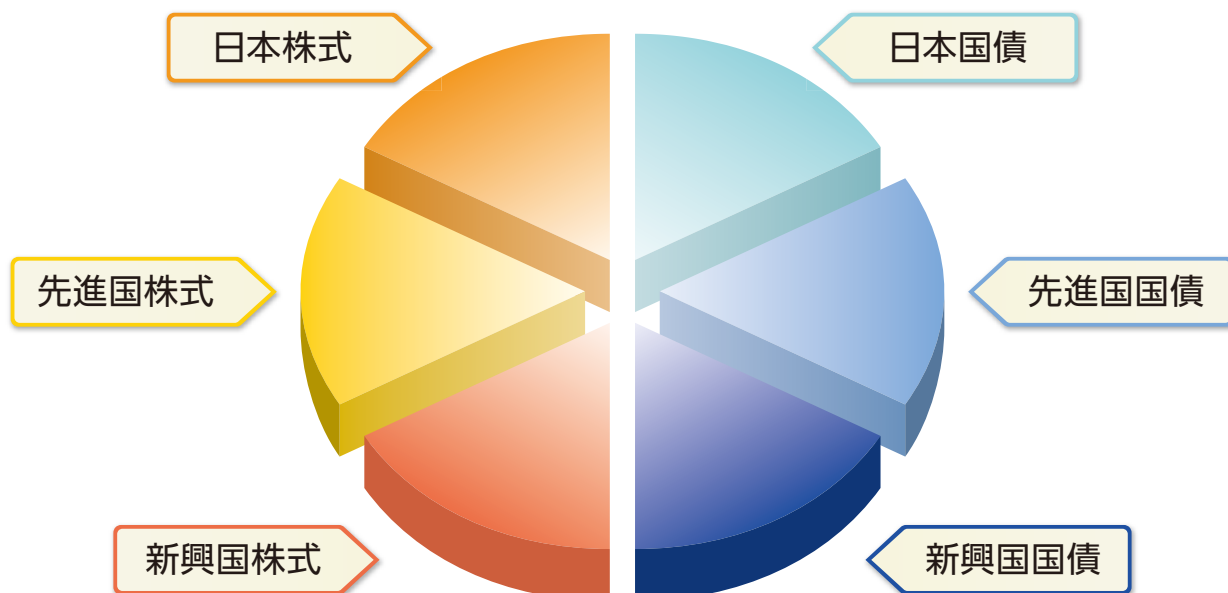
 各資産クラスの配分比率については、均等とすることを目標とします。

 為替変動リスクを低減するため、外貨建ての資産について為替ヘッジを行ないます。

※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

資産配分のイメージ



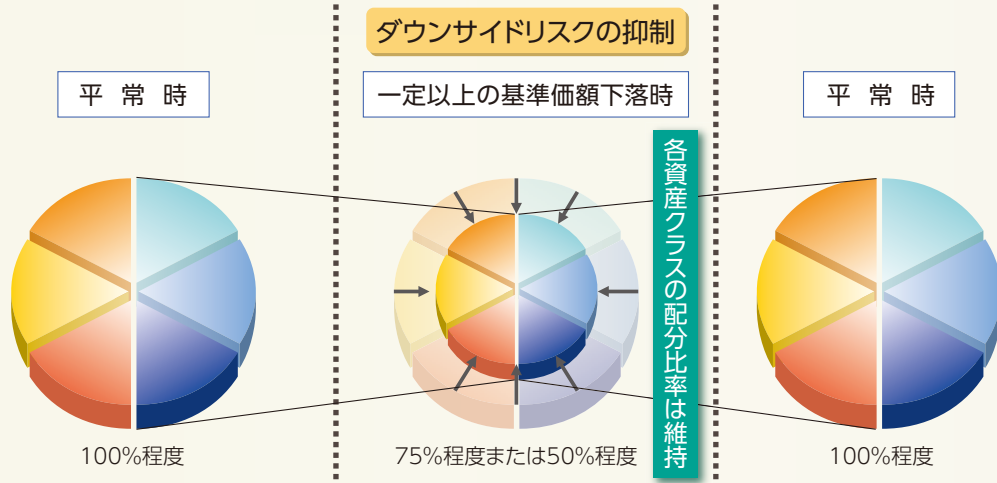
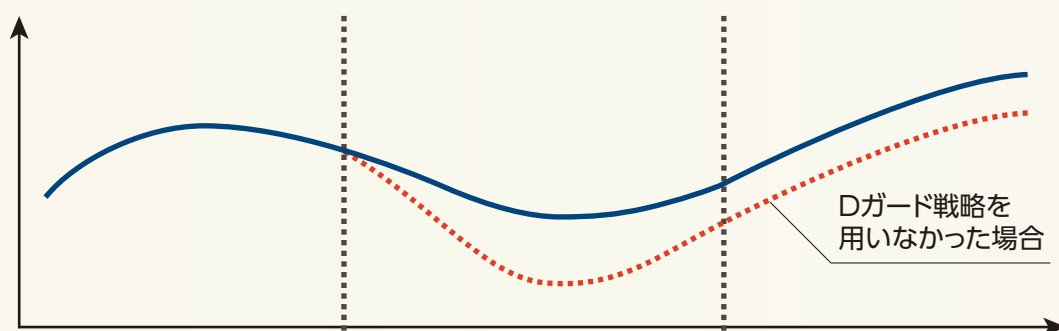


ファンドの基準価額下落を抑制することを目的としたDガード戦略を用います。

- 各資産クラスの配分比率合計は、通常の状態では高位に維持することを基本とし、大和アセットマネジメントが定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合には、各資産クラスの配分比率合計を信託財産の純資産総額の75%程度もしくは50%程度と引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします。
- Dガード戦略によって各資産クラスを組み入れなかった部分については、わが国の短期金融商品等による安定運用を行ないます。

Dガード戦略のイメージ

基準価額の推移(例)



※Dガード戦略とは、各資産クラスの配分比率合計を信託財産の純資産総額の75%程度または50%程度と引き下げ、下落リスクを抑制することを目的とするものです。

当戦略は、特定期間における基準値からの下落度合いに応じて配分比率の合計を引き下げます。その後、基準価額が上昇するなど下落度合いが改善した場合、配分比率合計を高位または75%程度に引き上げます。

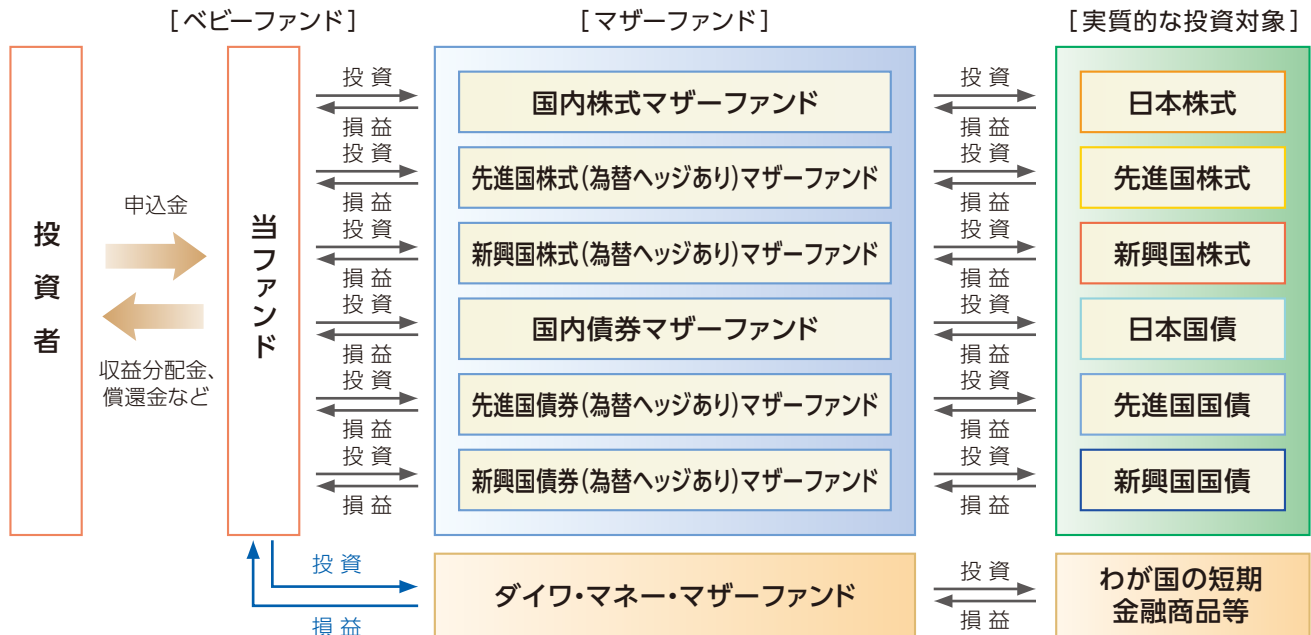
「Dガード戦略」の「D」とは、「Downside risk」の「D」をさします。

◎上図は当ファンドの戦略について分かりやすく説明するためのイメージです。
当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

- マザーファンドにおいて、株価指数先物取引または債券先物取引を利用することがあります。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

〔マザーファンドの概要〕

投資信託証券	主要投資対象	主な投資態度
国内株式 マザーファンド	国内株式および国内株式を 対象とした株価指数先物取引 ^(※1)	国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね 捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国株式 (為替ヘッジあり) マザーファンド	先進国株式、先進国株式を 対象とした株価指数先物取引 ^(※1) および先進国株式の 指数を対象指数としたETF	先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね 捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
新興国株式 (為替ヘッジあり) マザーファンド	新興国株式を対象とした 株価指数先物取引 ^(※1) 、 新興国株式の指数を対象指数とした ETFおよび新興国株式 ^(※2)	新興国株式市場全体の中長期的な投資成果を めざして運用を行ないます。
国内債券 マザーファンド	国内の国債	国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね 捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	先進国の国家機関が発行する債券	先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね 捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
新興国債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	新興国の国家機関が発行する債券	新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね 捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ^(※3)
ダイワ・マネー・ マザーファンド	本邦通貨表示の公社債	主としてわが国の公社債への投資により、利息 収入の確保をめざして運用を行ないます。

(注) 上記「先進国」には、日本を含みません。

(※1) 先物取引を利用する場合、国内の債券に投資することがあります。

(※2) ETF・先物は、主に新興国通貨建ての株式が実質的な投資対象になりますが、米ドルで取引されます。為替ヘッジは、米ドル売り日本円買いの為替取引によって行なうため、新興国通貨の米ドルに対する為替変動リスクがあります。

(※3) 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
有価証券(指数)先物取引の利用に伴うリスク	先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 ETF・先物を通じて投資する新興国株式については、新興国通貨の米ドルに対する為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

当ファンドの戦略に関するリスク	- 当戦略は、過去一定期間の当ファンドの騰落率を参照して、各リスク資産の総額を調整することで下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。 - 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追従できない場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

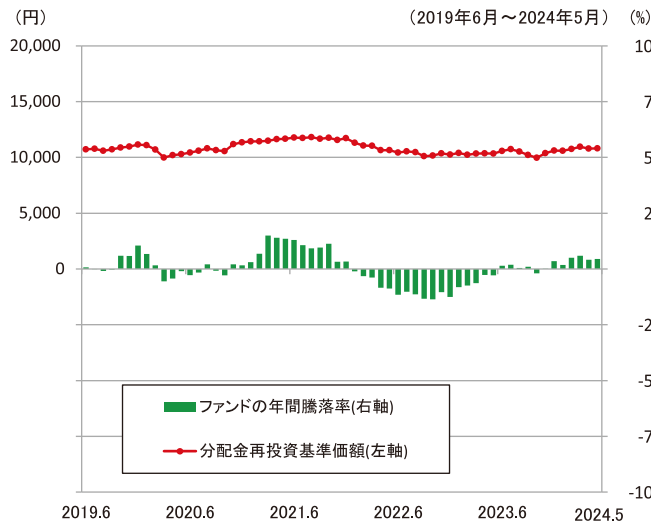
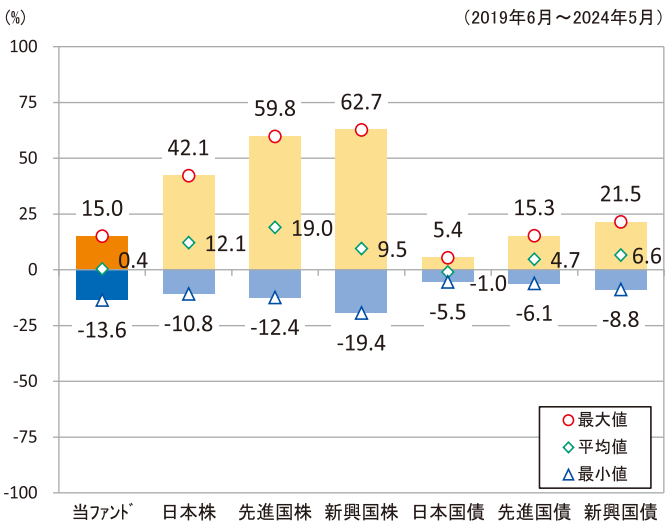
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較


※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

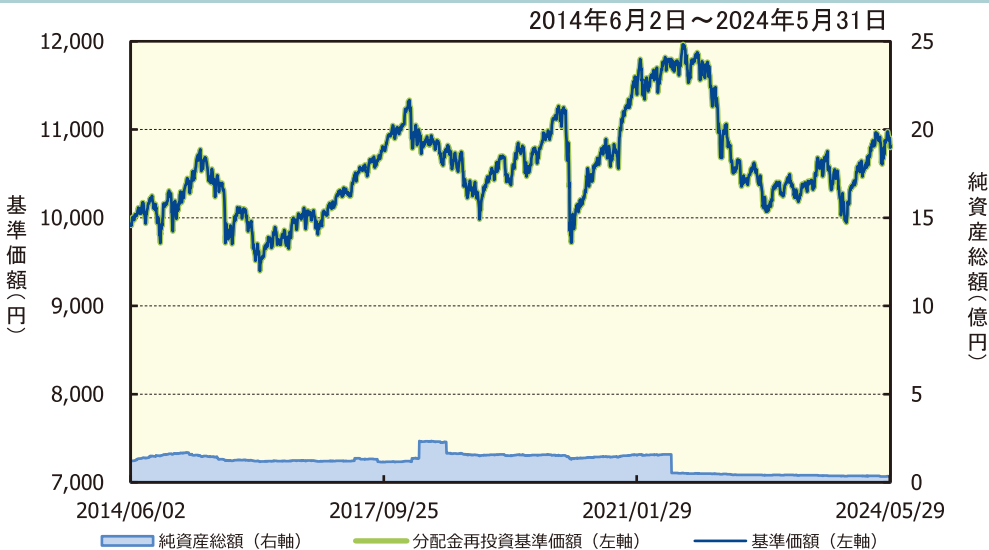
運用実績

●スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)

2024年5月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
基準価額・純資産の推移

基準価額	10,810円
純資産総額	33百万円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.1%
3カ月間	0.5%
6カ月間	4.2%
1年間	4.5%
3年間	-7.4%
5年間	4.0%
設定来	8.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円					設定来分配金合計額: 0円						
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
	14年5月	15年5月	16年5月	17年5月	18年5月	19年5月	20年5月	21年5月	22年5月	23年5月	24年5月	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

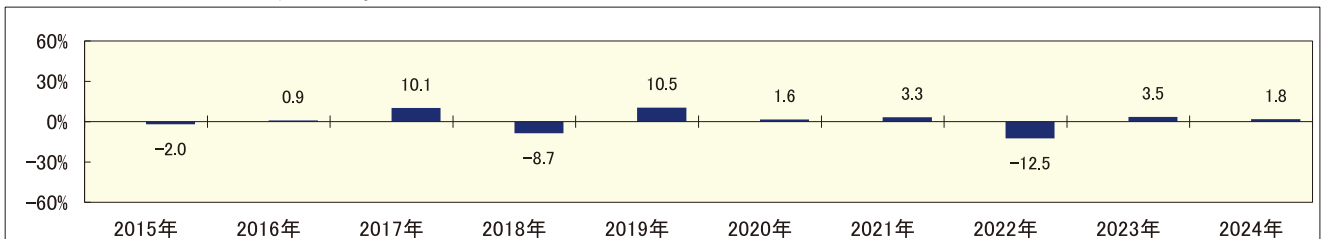
マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	国・地域名	比率
新興国株式(為替ヘッジあり)MF	17.2%	外国債券	312	33.1%	日本円	98.3%	TOPIX 先物 0606月	日本	14.3%
先進国株式(為替ヘッジあり)MF	17.0%	外国株式 先物	12	31.0%	韓国ウォン	1.1%	S&P500 EMINI JUN 24	アメリカ	11.0%
新興国債券(為替ヘッジあり)MF	16.9%	国内債券	193	26.2%	香港ドル	0.4%	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 24	アメリカ	9.8%
先進国債券(為替ヘッジあり)MF	16.8%	国内株式 先物	2	14.6%	マレーシア・リンギット	0.2%	EURO STOXX 50 JUN 24	ドイツ	2.3%
国内債券MF	16.6%	外国投資信託等	4	3.6%	タイ・バーツ	0.1%	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	香港	2.2%
国内株式MF	14.6%				米ドル	0.1%	FTSE TAIWAN JUN 24	シンガポール	1.5%
					南アフリカ・ランド	0.1%	MICRO EMINI S&P 500 JUN 24	アメリカ	1.5%
					ユーロ	0.0%	FTSE 100 INDEX JUN 24	イギリス	1.5%
					英ポンド	0.0%	KOSPI2 INDEX JUN 24	韓国	1.3%
		コール・ローン、その他		37.0%	その他	-0.4%	IFSC NIFTY 50 JUN 24	インド	0.9%
合計	99.1%	合計	523	-	合計	100.0%	合計		46.1%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2024年は5月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	(2024年11月4日まで) 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) (2024年11月5日以降) 原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
購入の申込期間	2024年8月2日から2025年1月31日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金 の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止する こと、すでに受付けた購入の申込みを取消することがあります。
信 託 期 間	2013年5月9日から2028年5月8日まで
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い 可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ 下さい。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載 します。
運 用 報 告 書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所に お届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2024年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	<u>年率1.485%</u> (<u>税抜1.35%</u>)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配 分 (税抜) (注 1)	委託会社	年率0.65%
	販売会社	年率0.65%
	受託会社	年率0.05%
そ の 他 の 費 用・ 手 数 料	(注 2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	1.52%	1.49%	0.03%

※対象期間は2023年5月9日～2024年5月8日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

Memo

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management